

# 地球温暖化対策推進法に基づく地域脱炭素化促進事業に係る 促進区域の設定に関する県基準（案）の概要

## 1 策定の背景

- 地球温暖化対策推進法の改正（令和4年4月施行）により、国は地方公共団体実行計画制度を拡充し、地域脱炭素化促進事業制度を創設
- 地域脱炭素化促進事業制度とは、円滑な合意形成を図り、適正に環境に配慮し、地域のメリットにもつながら、地域と共生する再生可能エネルギー（以下「再エネ」という。）の導入を促進する制度
- 市町村は、地方公共団体実行計画（区域施策編）に、地域脱炭素化促進事業の促進に関する事項として、地域脱炭素化促進事業の対象となる区域（以下「促進区域」という。）等を定めるよう努めることとされ、促進区域は、国及び県の環境保全に係る基準に従い設定
- 本基準（案）は、市町村が促進区域を円滑に設定できるよう、本県の自然的・社会的条件に応じた環境保全に係る基準を定めるもの。

## 2 位置づけ

- 地球温暖化対策推進法第21条第6項に規定する促進区域の設定に関する基準
- 青森県地球温暖化対策推進計画（令和5年3月改定）の「別冊」とする

## 3 基準の対象

- 太陽光発電施設（建物の屋根に設置するものを除く）
- 風力発電施設（洋上に設置するものを除く）

## 4 区域設定の考え方

- 除外区域（促進区域に含めることが適切でないと認められる区域）及び考慮区域（促進区域の設定に当たり考慮を要する区域）を設定
- 除外区域及び考慮区域のゾーニングはそれぞれ共生条例における保護地域及び保全地域と一致
- 環境の保全に支障を及ぼすおそれがないよう措置する観点から考慮が必要な事項や、環境の保全上の支障を防止する必要性が高いものの性質上区域での規制が行われていない事項については、環境配慮事項として明示

## 5 基準の見直し

- 青森県地球温暖化対策推進計画に掲げる目標及び関連する施策の実施状況、本県の自然的・社会的条件の状況を勘案し、必要があると認めるときは本基準の見直しを行う。

## 6 促進区域に含めることが適切でないと認められる区域（除外区域） ＜共生条例における保護地域＞

自然環境保全地域（国指定） 野生動植物保護地区、特別地区、普通地区	自然環境保全法
自然環境保全地域（県指定） 野生動植物保護地区、特別地区、普通地区	青森県自然環境保全条例
国立公園・国定公園 特別保護地区、第1種・第2種・第3種特別地域	自然公園法
県立自然公園 第1種・第2種・第3種特別地域	青森県自然公園条例
国指定鳥獣保護区の特別保護地区	鳥獣保護管理法
県指定鳥獣保護区の特別保護地区	鳥獣保護管理法
世界文化遺産（緩衝区域を含む） 世界自然遺産（緩衝区域を含む）	世界の文化遺産及び自然遺産の保護に関する条約
ラムサール条約湿地	特に水鳥の生息地として国際的に重要な湿地に関する条約
国指定文化財（史跡、名勝、天然記念物等（※）） 県指定文化財（史跡、名勝、天然記念物（※）） （※区域指定が可能なものに限る）	文化財保護法 青森県文化財保護条例
保護林、緑の回廊	国有林野の管理経営に関する法律 他

## 7 促進区域の設定に当たり考慮を要する区域（考慮区域） ＜共生条例における保全地域＞

県開発規制地域、県緑地保全地域	青森県自然環境保全条例
国立公園・国定公園 普通地域	自然公園法
県立自然公園 普通地区	青森県自然公園条例
国指定鳥獣保護区（特別保護地区以外）	鳥獣保護管理法
県指定鳥獣保護区（特別保護地区以外）	鳥獣保護管理法
保安林（保安施設地区を含む）	森林法
国有林（保安林、保安施設地区、保護林、緑の回廊を除く）	森林法
地域森林計画対象民有林（保安林、保安施設地区を除く）	森林法
ふるさとの森と川と海保全地域	青森県ふるさとの森と川と海の保全及び創造に関する条例

## 8 促進区域の設定に当たり考慮を要する環境配慮事項

- 区分1 自然・地域と再生可能エネルギーとの共生（自然・地域との共生など）
- 区分2 環境の自然的構成要素の良好な状態の保持（土地の安定性への影響など）
- 区分3 生物の多様性の確保及び自然環境の体系的保全（動植物の重要な種への影響など）
- 区分4 人と自然との豊かな触れ合いの確保（主要な眺望点・景観資源への影響など）
- 区分5 その他県が必要と判断するもの（ふるさとの森と川と海保全地域など）